

改正案	現行
<p>第八十四条 法第五十三条第二項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 商工組合中央金庫及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 包括利益</p> <p>(5)（略）</p> <p>(7)（略）</p> <p>三・四（略）</p>	<p>第八十四条 法第五十三条第二項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 商工組合中央金庫及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（新設）</p> <p>(6)（略）</p> <p>三・四（略）</p>